

●発行所/〒306-0291 茨城県古河市下大野2248  
古河市役所 ☎0280-92-3111  
●編集/秘書広報課  
●古河市のホームページ  
<http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>



市役所  
から

各施設の臨時休館

■ユーセンター総和

休止期間 7月1日(土)～12月31日(日)

休業内容 貸館業務・図書室  
※図書は、予約本の貸し出し・返却のみ行います。

※早期予約については問い合わせください。

問 総施設管理課☎92-4501

ユーセンター総和☎31-3211

■篆刻美術館・古河街角美術館

休館日 7月18日(火)～21日(金)  
※資料燻蒸のため。

問 古河街角美術館

☎22-5911

■駅前子育て広場

休館日 7月23日(日)

休業内容

- 子育てひろば(遊戯エリア)
- 子育て支援センター
- 一時預かり
- 定住促進サポートセンター
- 観光自転車貸し出し
- 駅前輪場受け付け 等

問 (一財)古河市子ども・子育て支援財団☎23-4120



国民年金の付加年金制度

国民年金定額保険料に付加保険料を上乗せして納付することで、将来受け取る年金に付加年金が加算される制度があります。

対象

- ・国民年金第1号被保険者
  - ・65歳未満の任意加入被保険者
- ※国民年金の保険料の免除を受けている人、国民年金基金に加入している人等は対象外です。

付加保険料 月額400円

※付加保険料の納付は、申請月分からになります。

付加年金額 200円×付加保険料納付月数

(例)10年間付加保険料を納付した場合

【納付額】400円×12カ月×10年間＝4万8,000円

【支給額】200円×120カ月分＝年2万4,000円のアップ

※10年間の合計4万8,000円を納めると、アップした2万4,000円がずっと上乗せされるため、2年で納付した付加保険料総額を超えます。

持参物 年金手帳、認め印  
申請窓口

- ・国保年金課
- ・市民総合窓口課
- ・市民総合窓口室

問 国保年金課

8月1日から

後期高齢者医療制度の保険証が変わります

7月中旬以降に、後期高齢者医療の新しい被保険者証を簡易書留郵便で送付します。8月1日からは、新しい被保険者証(緑色)を使用してください。 問 国保年金課

■限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯の人には、一部負担金および入院時の食事代が軽減される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が申請により交付されます。

すでにお持ちの人で、引き続き非課税世帯に該当する人には、8月1日以降に使用する被保険者証と一緒に新しい認定証を郵送します(更新手続きは不要です)。

■後期高齢者医療健康診査

後期高齢者医療制度加入者を対象に、健康診査を無料で実施しています。健康でいきいきとした生活を送るため、年に1度は健康診査を受診しましょう。

■ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えることで、薬代の自己負担額が減るとともに、医療費の削減効果があります。

■毎週木曜日午後7時まで、市民総合窓口課・子ども福祉課の一部業務を開庁 ※祝日・年末年始を除く。